

京都市と畜場法取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「令」という。）及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法、令及び規則で使用する用語の例による。

(と畜場の設置の許可)

第3条 法第4条第2項の規定による許可申請があった場合、医療衛生企画課は、と畜場設置許可申請書（第1号様式）により受理することとし、申請書には、規則第1条第2項に定める書類のほか次の各号に定める図書が添えられていることを確認する。

- (1) 敷地面積、建物の平面図及び構造仕様書
- (2) 設備器具の名称、材質、規格、個数、設計図及び配置図
- (3) 付近の見取図
- (4) 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し

2 医療衛生企画課は、前項の申請書を受理したときは、一般と畜場設置許可申請手数料又は簡易と畜場設置許可申請手数料を徴収する。

3 医療衛生企画課は、許可の決定を行ったときは、速やかに許可申請者に対し、許可書を交付し、不許可処分とすることが適当と認めたときは、申請者にその旨を通知する。

(と畜場の変更)

第4条 法第4条第3項の規定による構造設備その他事項の変更の届出があった場合、医療衛生企画課は、構造設備等変更届（第2号様式）により受理することとする。

(衛生管理責任者の設置及び変更)

第5条 法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の設置及び変更の届出があった場合、医療衛生企画課は、衛生管理責任者設置・変更届（第3号様式）により受理することとする。

(作業衛生責任者の設置及び変更)

第6条 法第10条第2項の規定による作業衛生責任者の設置及び変更の届出があった場合、医療衛生企画課は、作業衛生責任者設置・変更届（第4号様式）により受理することとする。

(と畜場使用料及びとさつ解体料の認可)

第7条 法第12条第1項の規定による認可の申請があった場合、医療衛生企画課は、と

畜場使用料・とさつ解体料認可申請書（第5号様式）により受理することとし、申請書には、次の各号に定める図書が添えられていることを確認する。また、認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料の額を変更しようとする時も、同様とする。

- (1) と畜場使用料又はとさつ解体料の額の算定に関する書類
 - (2) とさつ解体料の認可にあつては、申請内容について、あらかじめ中央卸売市場第二市場において事前審査を受けていることが分かる書類
- 2 前項に基づく申請を認可したときは、医療衛生企画課は速やかに申請者に認可書を交付する。また、とさつ解体料に係る認可をしたときは、第二市場にその旨を連絡する。
 - 3 京都市と畜場におけると畜場使用料についての市会議案は保健福祉局長に合議する。

（自家用とさつ）

第8条 法第13条第1項第1号の規定による届出があつた場合、医療衛生企画課は、自家用とさつ届（第6号様式）により受理することとし、届出にはとさつしようとする獣畜の診断書が添えられていることを確認する。

（獣畜のとさつ又は解体の検査）

- 第9条 令第7条の規定による申請があつた場合、衛生環境研究所食肉検査部門（以下「食肉検査部門」という。）は、規則第15条に定める事項を記載した申請書により受理することとする。
- 2 食肉検査部門は、前項の申請書を受理したときは、と畜検査手数料を徴収する。ただし、京都市衛生関係手数料条例第3条のただし書きの規定により手数料の後日納入を認めることとし、衛生環境研究所管理課が作成した一月分の納入通知書に基づき、食肉検査部門は同通知書の発行日から一月以内に申請者に納付させることとする。
 - 3 食肉検査部門は、第1項の申請を受けた検査の実績について医療衛生企画課へ報告する。

（と畜場の廃止）

第10条 法第4条第1項の規定によりと畜場の設置の認可を受けた者が、と畜場を廃止しようとする場合、医療衛生企画課は、と畜場廃止届（第7号様式）により受理することとする。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年9月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年6月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年2月24日から実施する。

と畜場設置許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	申請者の生年月日 年 月 日生

と畜場法第4条第2項の規定により、と畜場設置の許可を申請します。

と畜場	名 称	
	所 在 地	
	一般又は簡易の別	
	開始予定年月日	
処理する獣畜の種類及びその一日当たりの頭数		
構造設備の概要		
食肉の取引を行おうとする場合は、その概要		

注 添付書類

- 1 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し
- 2 と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる事項を記載した書類
- 3 敷地面積、建物の平面図及び構造仕様書
- 4 設備器具の名称、材質、規格、個数、設計図及び配置図
- 5 付近の見取図

構造設備等変更届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

と畜場法第4条第3項の規定により、と畜場の構造設備等の変更について届け出ます。		
と畜場	名 称	
	所 在 地	
	許可の年月日及び番号	
変 更 事 項 及 び 内 容		
変 更 理 由		

注 添付書類
変更事項を明らかにする関係書類

設置 衛生管理責任者 変更 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

<input type="checkbox"/> 設置 と畜場法第7条第6項の規定により、衛生管理責任者の <input type="checkbox"/> 変更 について届け出ます。		
と 畜 場	名 称	
	所 在 地	
	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
衛 生 管 理 責 任 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日生
	資 格 等 の 種 別	<input type="checkbox"/> 第1号 と畜場法第7条第5項 <input type="checkbox"/> 第2号 に該当する者 <input type="checkbox"/> 第3号
	前 任 者 の 氏 名	
設 置 ・ 変 更 年 月 日		年 月 日

- 注 1 該当する□にはV印を記入してください。
- 2 衛生管理責任者の前任者の氏名の欄は、衛生管理責任者を変更した場合にのみ記入してください。
- 3 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付してください。

設置 作業衛生責任者 変更 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

<input type="checkbox"/> 設置 と畜場法第10条第2項の規定により、作業衛生責任者の <input type="checkbox"/> 変更 について届け出ます。		
と 畜 場	名 称	
	所 在 地	
	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
作 業 衛 生 責 任 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日生
	資 格 等 の 種 別	<input type="checkbox"/> 第1号 と畜場法第7条第5項 <input type="checkbox"/> 第2号 に該当する者 <input type="checkbox"/> 第3号
	前 任 者 の 氏 名	
設 置 ・ 変 更 年 月 日		年 月 日

- 注 1 該当する□にはV印を記入してください。
- 2 作業衛生責任者の前任者の氏名の欄は、作業衛生責任者を変更した場合にのみ記入してください。
- 3 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項の規定により読み替えて準用されると畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付してください。

と畜場使用料 とさつ解体料 認可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

と畜場法第12条第1項の規定により、 <input type="checkbox"/> と畜場使用料 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> とさつ解体料 の <input type="checkbox"/> 変更 の認可を申請します。			
と畜場	名 称		
	所 在 地		
と畜場使用料又は とさつ解体料	区 分	申請の額	現行の額
		円	円

自家用とさつ届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
届出者の職業	届出者の生年月日 年 月 日生

と畜場法第13条第1項第1号の規定により、自家用とさつについて次のとおり届け出ます。		
とさつしようとする日時	年 月 日 時 分	
とさつ又は解体しようとする場所及び周囲の概要		
獣 畜	種 類	
	性 別	
	年 齡 <small>（不明のときは推定年齢）</small>	
	特 徴	
	重 量	
食用に供する者の範囲	住 所	
	氏 名	
自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その旨及び量		
肉、内臓等の取扱方法		
汚物の処理方法		

と畜場廃止届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

と畜場を廃止するので届け出ます。		
と畜場	名 称	
	所 在 地	
	許可の年月日及び番号	
廃 止 予 定 年 月 日		
廃 止 の 理 由		